

随意契約（相手方指定）調書

件名	放課後子ども教室及び学童クラブ利用児童帰宅時見守り確認業務委託	No.5200330
工（納）期	令和7年3月31日	
契約締結日	令和6年4月1日	
契約金額	推定総額 57,666,584円（消費税込み）	

契約相手方	公益社団法人荒川区シルバー人材センター (法人番号：9011505001507)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	複合契約

業者選定理由書

件 名	放課後子ども教室及び学童クラブ利用児童帰宅時見守り確認業務委託
指名業者 (案)	名 称 公益社団法人荒川区シルバー人材センター 所在地 東京都荒川区東尾久四丁目32番7号 代表者 会長 寺澤 武
特命理由	放課後子ども教室及び学童クラブ利用児童の帰宅時の安全確保のため、地域巡回を行い、安全確認及び児童への声掛け等の業務を委託するものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記法人を契約相手方としたい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号において、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合は、随意契約を締結することができるとの規定がある。 ② 上記法人は、荒川区在住の高齢者が会員となっている公益社団法人であり、本件を委託することで、健康で働く意欲のある高齢者に就業の機会を提供することになる。 ③ 上記法人は、平成19年の事業開始から本件業務を受託しており、その履行状況は良好である。 以上のことから、上記法人を契約相手方とした随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第3号 （高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約）